

令和4年度

## 愛媛大学大学院教育学研究科

心理発達臨床専攻  
(修士課程)

### 学生募集要項

区分	出願期間	試験日	合格者発表
9月募集	8月2日(月)～8月6日(金)	9月13日(月)	9月28日(火)
2月募集	1月17日(月)～1月21日(金)	2月22日(火)	3月10日(木)

#### 自然災害の発生や感染症の流行等による入学試験の実施について

自然災害の発生や感染症の流行等によって、入学試験の実施が懸念されるときは、本学のホームページで試験開始時刻の繰り下げ、試験の中止や延期、選抜方法の変更等の対応をお知らせしますので、定期的にホームページで確認してください。

受験情報サイト (URL) <https://juken.ehime-u.ac.jp>

## 愛媛大学大学院教育学研究科

〒790-8577 松山市文京町3番  
電 話 089-927-9377

# 目 次

1	人材養成の目的とアドミッション・ポリシー	1
2	募集人数	2
3	出願資格	2
4	出願期間及び出願書類等	4
	(1) 出願期間	4
	(2) 出願書類等	4
	(3) 出願書類等提出先	6
	(4) 検定料の返還	6
5	選抜方法	7
	(1) 試験日	7
	(2) 試験場	7
	(3) 選抜試験の内容及び試験時間	7
6	配点, 採点・評価基準, 合否判定基準	8
	(1) 配点	8
	(2) 採点・評価基準	8
	(3) 合否判定基準	8
7	合理的配慮を希望する入学志願者の出願	8
8	合格者発表	9
9	入学手続	10
10	長期履修学生制度	10
11	入学料及び授業料等	11
12	教育方法の特例措置	12
13	個人情報の取扱い	12
14	募集要項の請求方法等	12
15	成績の開示	13
16	専攻案内	14
	交通機関案内, 試験場案内	15

## 長期履修学生制度

詳細は、10ページをご覧ください。

## 1 人材養成の目的とアドミッション・ポリシー

愛媛大学大学院教育学研究科は、教育に関する理論および応用を教授研究し、高度な実践的指導力を備えた教員の養成を行うとともに、教育文化の発展に寄与していくことを目的としています。

教育学研究科は、教育実践高度化専攻（リーダーシップ開発コース、教育実践開発コース、教科領域コース、特別支援教育コース）、心理発達臨床専攻から構成され、教育学研究科の教育理念・目的を達成するために、人間、教育、言語、文化に深い関心をもち、以下のような教育に対応した能力をもって社会に貢献しようとする積極的な意欲をもつ人を求めています。

### 【教育学研究科のアドミッション・ポリシー】

〈知識・理解、技能〉

1. 教育及び専門領域の内容について、学士課程卒業相当の知識、実技能力及び研究方法を身につけている。

〈思考・判断・表現〉

2. 教育をめぐる現代的諸課題について、専門的な知見をもとに、その対応方策を体系的総合的に考え、その過程や結果を適切に表現することができる。

〈関心・意欲・態度〉

3. 学校等に対する社会のニーズを踏まえ、自己の学習課題・研究課題を明確に意識し、主体的にそれらに取り組もうとする意欲を有し、自主的に社会に貢献しようとする。

### 【心理発達臨床専攻のアドミッション・ポリシー】

〈求める入学者像〉

〈知識・理解〉

心理発達臨床専攻での学びに必要な心理学の基本的専門知識を習得している。

〈技能〉

心理発達臨床専攻での学びに必要な日本語コミュニケーション能力、および基本的な語学力（英語）を有している。

〈思考・判断・表現〉

心の健康をめぐる現代的諸課題について、専門的な知見をもとに、その対応方策を総合的に考え、その過程や結果を適切に表現することができる。

〈関心・意欲・態度〉

自己の学習課題・成長課題を明確に意識し、高度職業専門人として自主的にそれらに取り組もうとする意欲を有し、自発的に社会に貢献しようとしている。

〈入学者選抜の方針〉

学士課程や現職教員経験等を通じて修得した心理学に関する専門的学力、心の健康に関わる高度職業専門人としての意欲、課題意識・分析力及びコミュニケーション能力などを筆記試験および口述試験により多面的・総合的に評価します。

## 2 募集人数

専攻	募集人数
	一般選抜
心理発達臨床専攻	10人

※募集人数は、9月募集、2月募集の合計人数です。

## 3 出願資格

出願資格①から⑭までのいずれかに該当する者とします。

ただし、公認心理師受験資格取得を希望する場合は、公認心理師受験資格で必要な学部課程の単位を全て修得している者（修得予定を含む。）とします。（公認心理師受験資格で必要な学部課程の単位は、出身大学で確認してください。）

### 出願資格

- ① 大学を卒業した者及び令和4年3月までに卒業見込みの者
- ② 学校教育法第104条第7項の規定により大学改革支援・学位授与機構又は大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び令和4年3月までに授与される見込みの者
- ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和4年3月までに修了見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和4年3月までに修了見込みの者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和4年3月までに修了見込みの者
- ⑥ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずる者として文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和4年3月までに授与される見込みの者
- ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める

基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和4年3月までに修了見込みの者

- ⑧ 文部科学大臣の指定した者〔昭和28年文部省告示第5号〕(注1参照)
- ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると本学大学院が認めたもの(注2参照)
- ⑩ 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和4年3月までに22歳に達するもの(注2参照)
- ⑪ 令和4年3月において、大学に3年以上在学し、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者(注2参照)
- ⑫ 令和4年3月において、外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの(注2参照)
- ⑬ 令和4年3月において、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの(注2参照)
- ⑭ 令和4年3月において、我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの(注2参照)

(注1) 昭和28年2月7日文部省告示第5号

「教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は1種免許状を有する者で、令和4年3月31日までに22歳に達するもの」など

(注2) これにより出願しようとする場合は事前に審査を行う必要がありますので、9月募集は令和3年7月2日(金)、2月募集は令和3年11月26日(金)までに教育学生支援部教育支援課教育学部チームにお問い合わせください。

## 4 出願期間及び出願書類等

### (1) 出願期間

#### 9月募集

令和3年8月2日(月)から令和3年8月6日(金)まで [8月6日(金)必着]

#### 2月募集

令和4年1月17日(月)から令和4年1月21日(金)まで [1月21日(金)必着]

持参する場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

### (2) 出願書類等

書 類 等	摘 要	提出該当者
入 学 願 書	本研究科所定の用紙に必要事項を記入したもの	全 員
受 験 票 ・ 写 真 票	本研究科所定の用紙に必要事項を記入したもの	全 員
写 真	上半身・無帽，正面向きで3か月以内に撮影したものを受験票・写真票の写真欄に貼ってください。(縦4cm×横3cm白黒又はカラー)	全 員
卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書	出身大学長又は学部長が作成したもの	全 員
学位授与証明書	大学評価・学位授与機構が作成したもの又は短期大学長，高等専門学校長の作成した，大学評価・学位授与機構へ令和3年10月までに学士の学位を申請した(予定である)旨の証明書	出願資格②該当者
成 績 証 明 書	出身大学長又は学部長が作成し厳封したもの	全 員
研 究 計 画 書	本研究科所定の用紙に必要事項を記入したもの	全 員
公認心理師受験資格の単位修得状況を確認できる書類	出身大学長又は学部長が作成した公認心理師試験受験資格で必要な学部課程の単位修得状況を確認できる書類	公認心理師受験資格取得を希望する者
住 民 票 の 写 し	市区町村長の発行したもの	日本に在住する外国人

検定料払込証明書	検定料30,000円を最寄りの郵便局又はゆうちょ銀行の窓口（他の金融機関からの振り込みはできません。）から払込後（ATMは使用しないでください。）、日附印を押した「振替払込受付証明書（大学提出用）」を「検定料払込証明書」に貼って提出してください。なお、納入済の検定料は、6ページ(4)「検定料の返還」に該当する場合を除き、返還しません。	全 員 (注：備考⑥参照)
受験票等送付用封筒	本研究科所定の封筒に9月募集は374円分、2月募集は344円分（注：備考⑤参照）の郵便切手を貼り、志願者の郵便番号・住所・氏名を明記したもの	全 員 (出願期間後、窓口での受け取り希望者は切手不要)
志願者名票	本研究科所定の用紙に必要事項を記入したもの	全 員

備 考

- ① 出願書類受理後は、いかなる理由があっても、出願書類の記載内容の変更は認めません。また、出願書類は返却しません。
- ② 証明書等の氏名が現在のものと異なっている場合は、申立書（様式任意）を提出してください。
- ③ 提出書類中、外国語で書かれた証明書等には、その日本語訳を添付してください。
- ④ 出願書類に虚偽の記載があった者は、入学許可後であっても入学の許可を取り消すことがあります。
- ⑤ 令和3年10月1日(金)より、速達郵便料金に変更されます。  
なお、返信用封筒に貼付した切手額に不足がある場合、宛先住所に郵送できないことがありますので、注意してください。
- ⑥ 自然災害により被災した進学希望者の経済的負担を軽減し、進学機会の確保を図るため、以下に該当する場合は、検定料免除の特例措置を行います。検定料の免除を希望される方は、出願前に必ず6ページの問い合わせ先までご連絡ください。

(免除の対象となる入学試験)

災害救助法適用日以降で、当該災害救助法適用日の属する年度内に実施される入学試験  
(免除の対象者)

自然災害により災害救助法適用地域において被災し、次のいずれかに該当する方

- (1) 学資負担者又は志願者が災害救助法の適用を受けた地域に所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流失した場合
- (2) 学資負担者が災害救助法の適用を受けた地域で、当該災害により死亡又は行方不明となった場合

検定料の免除に関する問合せ先  
愛媛大学教育学生支援部入試課  
TEL：089-927-9172 FAX：089-927-9180  
E-MAIL：nyushijm@stu.ehime-u.ac.jp

※その他詳細は本学ホームページをご覧ください。  
(<https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/exempt/>)

### (3) 出願書類等提出先

〒790-8577  
松山市文京町3番  
愛媛大学教育学生支援部教育支援課教育学部チーム  
電 話 089-927-9377  
Eメール edgakumu@stu.ehime-u.ac.jp

### (4) 検定料の返還

次に該当した場合は納入済みの検定料を返還します。

- ① 検定料を納入したが、出願しなかった場合
- ② 検定料を誤って二重に納入した場合又は誤って所定の金額より多く納入した場合
- ③ 出願書類等を提出したが、出願が受理されなかった場合

#### 〈返還請求の方法〉

①又は②に該当した場合は、下記の連絡先に連絡してください。「検定料返還請求書」を送付しますので、必要事項を記入の上郵送してください。

③の場合は、出願書類等返却の際に「検定料返還請求書」を同封しますので、必要事項を記入の上、下記の連絡先に郵送してください。

検定料返還に関する連絡先  
〒790-8577  
松山市道後樋又10番13号  
愛媛大学財務部財務企画課出納チーム  
電 話 089-927-9074, 9077  
Eメール suitou@stu.ehime-u.ac.jp

## 5 選抜方法

### (1) 試験日

#### 9月募集

令和3年9月13日(月)

#### 2月募集

令和4年2月22日(火)

### (2) 試験場

愛媛大学教育学部（松山市文京町3番）

(注) 試験室等については、試験日の前日（9月募集：令和3年9月12日(日)、2月募集：令和4年2月21日(月)）午前10時に教育学部本館玄関前に掲示してお知らせします。

### (3) 選抜試験の内容及び試験時間

入学者の選抜は、学力試験（外国語（英語）、専門科目（心理学））、口述試験を行い、出願提出書類の内容と総合して判定します。

試験時間	科目区分
9：00～10：00	〈外国語〉 英語（心理学の内容に関するもの）
10：20～12：20	〈専門科目〉 心理学
14：00～ （1人10分～15分）	口述試験 志望する研究分野に関連する内容、研究計画書の内容について行います。

備考 外国語（英語）の試験には辞書の持ち込みを認めます。

## 6 配点, 採点・評価基準, 合否判定基準

### (1) 配点

科目等	外国語（英語）	専門科目（心理学）	口述試験	合計
配点	100点	200点	100点	400点

### (2) 採点・評価基準

科目等	採点・評価基準（一般的基準）
外国語（英語）	心理学に関する英文の読解能力を評価します。
専門科目（心理学）	心理学の専門知識を評価します。
口述試験	心の健康に関わる高度職業専門人としての意欲・課題意識・分析力及びコミュニケーション能力を評価します。

### (3) 合否判定基準

総合点で合否を判定するとともに、同点者は同順位とします。

なお、教育学研究科で学ぶために必要不可欠な資質を評価・審査するため、合格者が募集人員に満たない場合があります。

## 7 合理的配慮を希望する入学志願者の出願

本学では、病気・負傷や障がい等がある者が、受験上及び修学上不利になることがないように、合理的配慮の提供を行っており、そのための相談を随時受け付けています。

受験の際に必要な合理的配慮については、内容によって対応に時間を要することもありますので、出願する前のできるだけ早い時期に教育学部チームまで相談してください。

また、相談は志願者本人、保護者及び担当教諭等、本人の状態を詳しく説明できる者が行ってください。

### (1) 受験上の合理的配慮の申請について

受験上の合理的配慮の提供を必要とする者は、以下の書類を出願書類とあわせて提出してください。

なお、出願後、事故等により受験上の合理的配慮が必要になった場合、又は出願の期限までに提出が困難な場合は、早急に教育学部チームまでご連絡ください。

また、通常と異なる解答方法を希望される場合には、対応に時間を要するため、出願前のできるだけ早い時期に申請するようお願いいたします。

書 類 等	障害者手帳 所持者	障害者手帳 不所持者
受験上の合理的配慮希望申請書 ( <a href="https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/outline/download/">https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/outline/download/</a> )	○	○
障害者手帳（身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳）の写し	○	×
受験上で必要な合理的配慮内容が記載された医師の診断書 もしくは意見書の写し	○	○

(注) 日常生活において使用している補聴器，松葉杖，車椅子等についても，受験上の合理的配慮の申請が必要となります。なお，座布団，ひざ掛け，タオル（サイズは問わない），ティッシュペーパー（袋から中身だけ取り出したもの），ハンカチ，目薬については，受験上の合理的配慮の申請は不要です。

## (2) 受験上の合理的配慮の決定通知

提出された書類により，受験上の合理的配慮を決定し，決定された合理的配慮の内容は，申請者に郵送で通知します。

なお，決定の際に不明な点がある場合には，別途確認の連絡を行うことがあります。

## (3) 相談の申込先・連絡先

教育学生支援部教育支援課教育学部チーム

電 話 089-927-9377

Eメール edgakumu@stu.ehime-u.ac.jp

## 8 合格者発表

9月募集：令和3年9月28日(火) 午前10時

2月募集：令和4年3月10日(木) 午前10時

合格者の受験番号を教育学部，教育学研究科のホームページ（<http://www.ed.ehime-u.ac.jp>）に掲載するとともに，合格通知書を本人に送付します。電話等による合否の照会には一切応じません。

Webサイトでの発表は参考として閲覧の上，必ず合格通知書により確認してください。

Webサイトに受験番号が掲載されているにもかかわらず，合格者発表日から3日経っても合格通知書が届かない場合は，教育支援課教育学部チームにお問い合わせください。

## 9 入学手続

入学手続に関する案内等を、3月上旬に送付しますので、合格者は下記の期間内に入学手続を行ってください。

**令和4年3月16日(水)から令和4年3月18日(金)まで（必着）**

なお、所定の期間までに入学手続を完了しない場合は、入学辞退者として取り扱います。

入学手続後、入学資格がないことが判明した場合は、合格を取り消すと共に入学料の返還もできません。

## 10 長期履修学生制度

本研究科には、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程の履修を認めることができる長期履修学生制度を導入しています。

### 〈申請資格〉

長期履修学生を希望することができる者は、以下のとおりです。

- ① 現に職業に従事している者
- ② その他やむを得ない事情があると研究科長が特に認めた者

### 〈修業年限〉

長期履修学生制度の適用を受けた学生の修業年限は、学則に規定された標準修業年限（2年）に1年を加えた年数とします。なお、修業年限の変更はできません。

### 〈申請方法〉

長期履修学生を希望する者は、入学手続期間内に以下の書類により研究科長に申請し、その申請に基づいて書類審査等を行い、許可を得ることが必要になります。

- (1) 長期履修申請書（所定の様式）
- (2) 在職を証明する書類（様式任意）など研究科長が必要と認める書類

### 〈授業料（年額）〉

長期履修学生として認められた期間の授業料の年額は次のとおりです。

年間357,200円 [標準修業年限（2年間）の授業料の総額÷長期履修期間（3年）]

## 11 入学料及び授業料等

### (1) 入学料, 授業料

入学料 282,000円

授業料 前期分267,900円 (年間535,800円)

(注) 入学料及び授業料の額は令和3年度納付額であり, 令和4年度は改定になる場合があります。また, 在学中に授業料改定が行われた場合には, 改定時から新授業料が適用されることとなります。

### (2) 入学料及び授業料の免除制度について

令和4年4月以降に入学する大学院生に対する入学料免除・授業料免除については, 詳細が決定次第, 愛媛大学のホームページ (<https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/scholarship/exemption/>) にてお知らせします。

### (3) 奨学制度

日本人で日本学生支援機構の奨学金の貸与を希望する者は, 選考の上, 奨学金が貸与されます。

第一種……………無利子, 月額50,000円, 88,000円から選択

第二種……………有利子

5万円, 8万円, 10万円, 13万円, 15万円から選択

※これらの情報は令和3年度のものであります。令和4年度の内容についてはわかり次第愛媛大学のホームページ (<https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/scholarship/scholarship/>) にてお知らせします。

### (4) 諸経費

同窓会費 20,000円 (本学教育学部出身者を除く。)

後援会費 10,000円

校友会費 20,000円 (本学出身者で納入済みの場合は不要)

学生教育研究災害傷害保険料 }  
学生教育研究賠償責任保険料 } 2,790円 (令和3年度実績額)

公認心理師受験資格の取得を希望する方は, 医療現場等での実習経費 (実習機関に納付) として2年次に50,000円程度を徴収します。

(注) 諸経費は変更になる場合があります。

### (5) その他

学生の心理臨床の力量を高めるために外部の専門家の協力を得てスーパービジョンを実施しています。授業科目「臨床心理実習1, 2」におけるスーパービジョンの経費は, 規定の

回数までは大学が負担します。さらなる自己研鑽のために外部の専門家のスーパービジョンを希望する場合は、個人負担となります。

## 12 教育方法の特例措置

### 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置について

職業を有する学生に対しては、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を適用し、現職教員等が高等教育を受ける機会を拡大するための措置を行います。修業年限2年のうち、第1年次は在職校等における勤務を離れて大学院での学業に専念し、課程修了に必要な40単位のうち35単位以上を履修します。特例による第2年次の授業及び研究指導は、特定曜日に実施します。最低週2回は単位修得のための研修日が必要となりますので留意してください。

ただし、公認心理師受験資格の取得を希望する場合は適用されません。

## 13 個人情報の取扱い

本学では、出願受けを通じて取得した氏名、住所等の個人情報は、本学における出願の事務処理、出願書類等に不備があった場合の連絡、試験の実施、合格者発表、合格された場合の入学手続関係書類の送付等のために利用します。

なお、出願書類等に不備があった場合には、その訂正・補完を迅速に行っていただくために、本学を受験されること及び提出した出願書類等に不備があることを、保護者等又は所属学校に通知する場合があります。

また、本選抜に係る個人情報は、合格者の入学後の教務関係（学籍、修学指導等）、学生支援関係（健康管理、奨学金申請等）、授業料等に関する業務及び調査・研究（入試の改善や志願動向の調査・分析等）を行う目的をもって本学が管理します。他の目的での利用及び本学の関係教職員以外への提供は行いません。

## 14 募集要項の請求方法等

- (1) 募集要項の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「大学院教育学研究科心理発達臨床専攻募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号封筒に郵便番号、住所、氏名を明記し、250円分の郵便切手を貼ったもの）を同封の上、下記へ請求してください。

〒790-8577

松山市文京町3番

愛媛大学教育学生支援部教育支援課教育学部チーム

電話 089-927-9377

Eメール edgakumu@stu.ehime-u.ac.jp

- (2) 出願について不明な点等があった場合は、上記教育学部チームに照会してください。

## 15 成績の開示

(1) 請求者

受験者本人に限ります。(代理人は不可)

(2) 請求期間

令和4年5月1日(日)から令和4年5月31日(火)

郵送による請求のみとし、この期間内の消印があるもの限り受け付けます。

(3) 請求方法

書面(記入例参照)により、令和4年度愛媛大学大学院教育学研究科受験票と、414円の切手を貼付し自己のあて先を明記した返信用封筒(長形3号;12cm×23.5cm)を同封して、教育学生支援部教育支援課教育学部チームへ請求してください。

(4) 開示方法

到着後、2週間程度で受験者本人あてに、郵送された受験票とともに、簡易書留郵便で送付します。

(請求書面記入例)

	令和 年 月 日
愛媛大学大学院教育学研究科長 殿	
	請求者氏名 _____
	愛媛大学受験番号 _____
	連絡先 電話 - -
<b>大学院教育学研究科入学試験 個人成績開示請求書</b>	
令和 年度の大学院教育学研究科入学試験の個人成績を開示請求します。	

## 16 専攻案内

心理発達臨床専攻では、生涯発達・教育に関する専門科目、教育・臨床心理学に関する専門科目、精神保健・医療に関する専門科目を履修するだけでなく、多彩な実習科目を必修とすることで専門職業人としての姿勢や技能を身につけることを目指します。

本専攻の教育課程は、臨床心理士養成のプログラム（日本臨床心理士資格認定協会）に準拠しており、必要な単位を修得することにより臨床心理士受験資格を得ることができます。さらに、4年制大学心理系学部において必要な科目を修めて卒業した方は、本専攻で所定の科目を履修することで国家資格である公認心理師の受験資格も得ることができます。

※本専攻では教育職員専修免許状は取得できません。

授 業 科 目	主な授業担当教員名
子どもの発達と学びの支援	教 授 深田 昭三
子どもの発達と環境要因	教 授 加藤 匡宏
学校と地域の連携による学びの支援	教 授 信原 孝司
教育心理学特論	教 授 相模 健人
医療心理学特論	教 授 中野 広輔
キャリア教育の理論と実践	准教授 山田 誠
保育現場での発達支援と課題	准教授 富田 英司
心理統計解析特論	講 師 水口 啓吾
臨床心理学特論 1・2	
臨床心理面接特論 1・2	
臨床心理査定演習 1・2	
臨床心理学研究法特論	
投映法特論	
産業心理学特論	
障害者心理学特論	
社会病理学特論	
家族心理学特論	
精神医学特論	
心の健康教育に関する理論と実践	
心理療法特論	
臨床発達心理学特論	
心理臨床課題研究 1・2	
臨床心理基礎実習 1・2	
心理相談基礎実習	
臨床心理実習 1・2	
医療心理特別実習	

## 交通機関案内

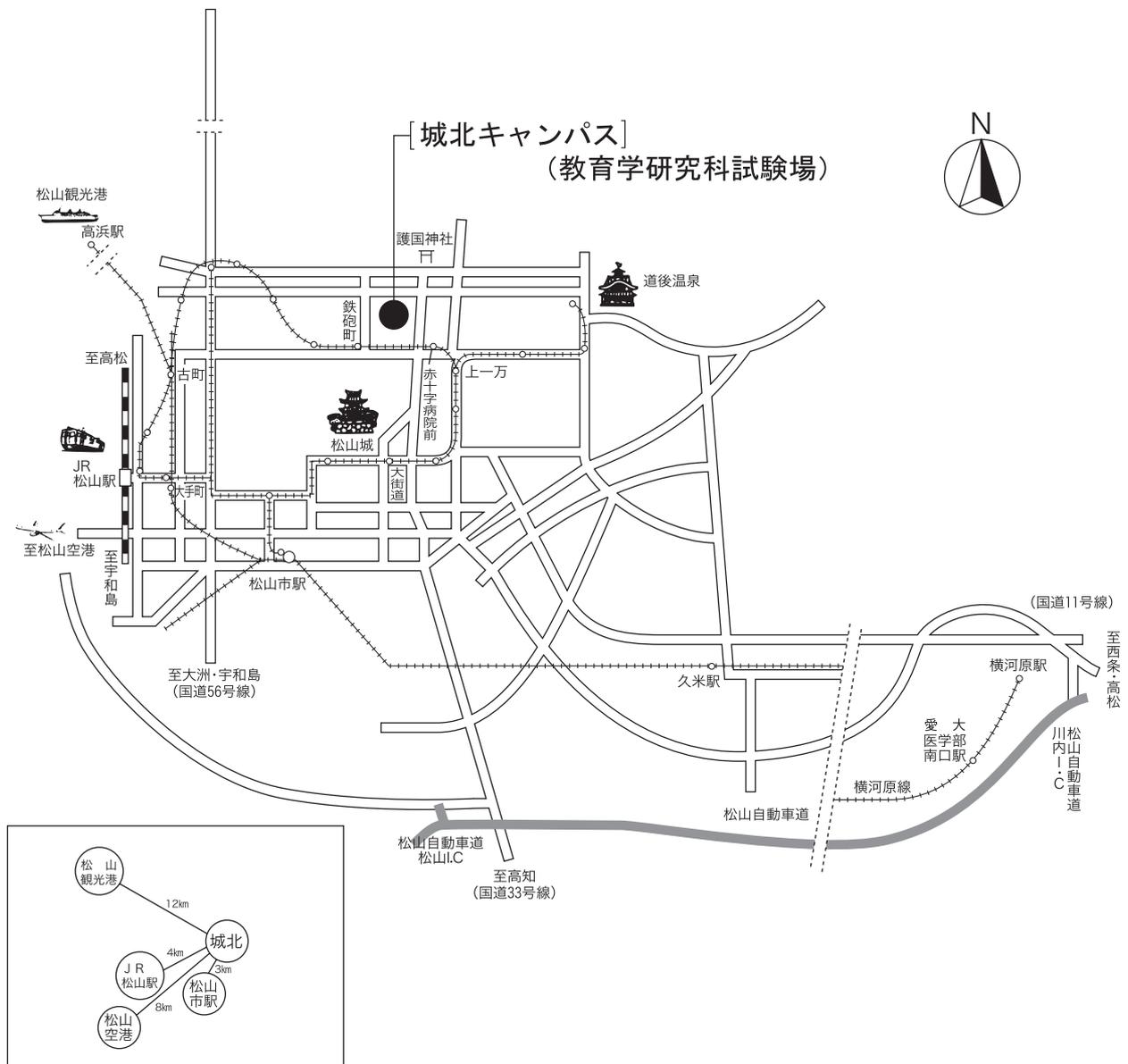
伊予鉄道市内電車 ①②番（環状線）赤十字病院前下車，北へ徒歩2分～3分

①番〔松山市駅前—J R松山駅前—赤十字病院前—大街道—松山市駅前〕

②番〔松山市駅前—大街道—赤十字病院前—J R松山駅前—市駅前〕

(注) 電車の運行時刻については，受験者各自が確認してください。

## 試験場案内



愛媛大学建物配置図（城北キャンパス）

